

【電子帳簿等保存制度の見直し要望】

国税関係帳簿書類のデジタル保存規制緩和

2020年8月28日



【1.現状】 国税関係帳簿書類の電子データ保存制度の概要

税法においては紙での保存が原則とされているが、電子帳簿保存法等の累次の改正により、**特例として電子データでの保存が認められてきた。**

電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の類型

自己が作成する書類

帳簿・決算関係書類

電子帳簿等保存
(電帳法第4条第1項・第2項)

(電子的に保存する場合)
税務署長の承認が必要

請求書等

コンピュータ作成
の帳簿に記帳

取引の相手方から受領する書類

書面

スキャナ保存
(電帳法第4条第3項)

税務署長の承認が必要

請求書等

スキャン

受領者
(保存義務者)

タイムスタンプ

請求書・領収書等

電子データ

電子取引に係るデータ保存
(電帳法第10条)

税務署長の承認は不要

発行者
(取引相手)

電子請求書等

受領者
(保存義務者)

タイムスタンプ

電子帳簿等保存とは

自社の帳簿(仕訳帳、総勘定元帳等)や決算書類(貸借対照表、損益計算書等)を、次ページにある要件を満たせば、電子データで保存ができる。

スキャナ保存とは

次の3つの要件を満たせば電子データ(スキャンまたはスマホ撮影)で保存し、税務上のエビデンスとすることができる。

- 税務署長の承認
- 電子化されたデータのシステム上の形式要件(画素数やタイムスタンプの付与等)
- 電子データ化における企業内の相互牽制要件(自署、受領してから3日以内等の期間制限、定期検査等)

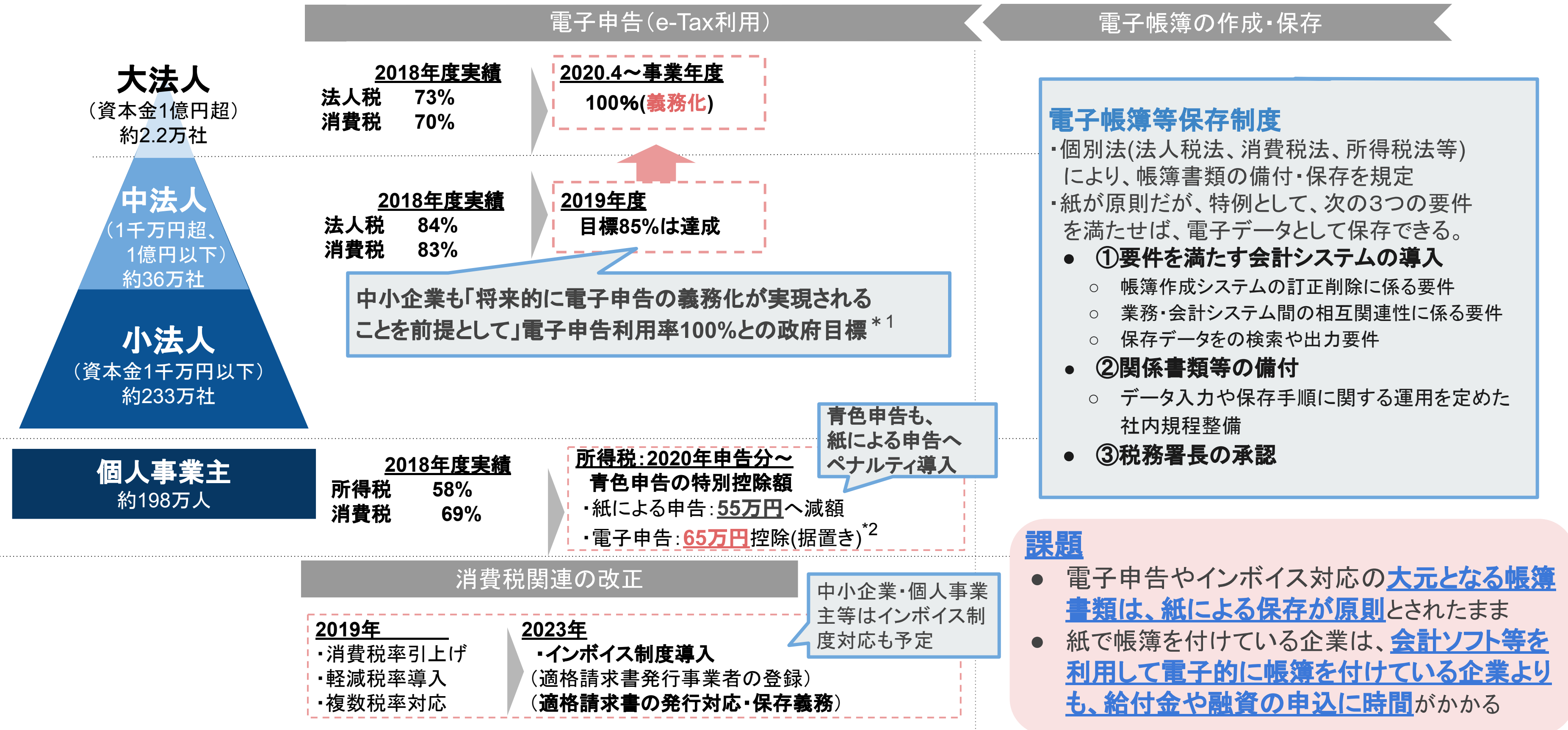
電子取引のデータ保存とは(2020年10月施行)

請求書・領収書等のうち、電子データで受領する書類や電子明細の保存要件を改正

- クラウド会計ソフトや電子請求書授受サービス等に取り込まれた銀行やクレジットカードの明細データ等(利用者による改ざんが不可能なもの)があれば、領収書等の受領やスキャン作業が不要に。
- 電子データ保存のための税務署長の承認は不要

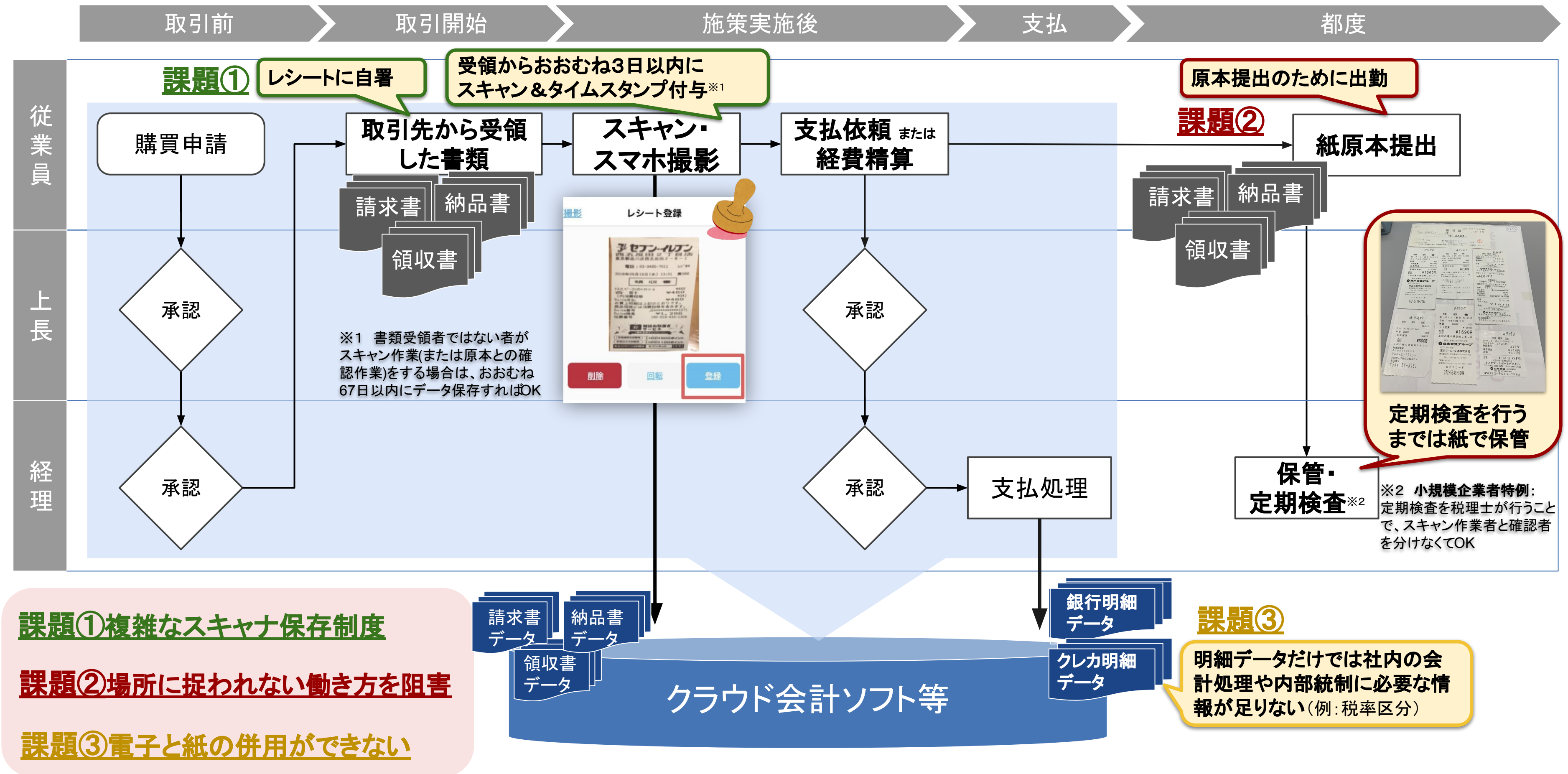
【1.現状】中小企業を取り巻く税務申告と帳簿等保存の環境

大法人では電子申告が義務化され、今後、中小企業でも義務化が検討される。2023年にはインボイス制度が導入



*1 「行政手続コスト」削減のための基本計画(2019.3 財務省) *2 青色申告特別控除額は、電子申告または電子帳簿保存(仕訳帳と総勘定元帳の電子データ保存)により、65万円控除となる。

【1.現状】クラウドサービスを利用する中小企業における、電子帳簿保存法の スキャナ保存制度・電子取引に基づく領収書・請求書等の管理フロー



【1.現状】相手方から受領した領収書等の電子データ保存制度の課題

課題①複雑なスキャナ保存制度(法第4条第3項)・・・累次の改正で改善されるも、いまだ普及していない現状

- 全企業におけるスキャナ保存制度の普及率は0.1%程度※
- 運用やシステムの要件が細かく複数パターン定められており、中小企業の現場ではなかなか実施できない※参考1参照



人手不足で税務署へ利用申請する余裕がない...



制度が複雑で、営業までこの保存オペレーションを浸透させられない...

せっかくデータ化しても、一定期間は紙で保存しないといけないから、紙とデータの二重管理になってメリットを感じない...



課題②スキャナ保存制度の紙保存要件が、企業の多拠点化や在宅勤務を阻害

今年4月以降、在宅勤務をしている中小企業で、請求書や領収書の処理のためにオフィスに出勤した人は5割に上る※参考2参照

課題③電子明細と紐づく請求書・領収書等もスキャナ保存制度が適用となり、簡便に電子データとして保存できない

- (納税者が改ざん不能である)電子明細があれば、請求書・領収書等の保存が不要となる今年度の改正は大きな進歩(法第10条)
- 一方、企業が当該書類を保存する理由は、税法対応のみではなく、社内の内部統制や経費処理でも当該書類記載の情報が必要※参考3参照
- そのため、電子明細を税務エビデンスとして活用しつつも、補足情報として紙のスキャンデータも簡便に保存したいニーズがある
- しかし、税法上は、電子明細があっても、紙書類を受領した場合は複雑なスキャナ保存制度活用または紙のまま保存することが必要

※ 税務署長の承認件数は、平成29(2017)年度累計で約3,000件。法人数約300万社(国税庁)として普及率を算出

【2.要望事項】税法におけるデジタルファースト原則の追求

● 要望1: 目指すべき方向性(帳簿書類・スキャナ保存)

税法における国税関係帳簿書類の保存要件において、紙と電子データを同等の扱いにする。

- 紙では規定されていない、データ保存特有の税務署長の事前承認、形式要件及び相互牽制要件を廃止
- 自社の帳簿等も相手方から受領した書類も、多くの企業で実践できるシンプルで使いやすい電子データによる保存制度を実現

[電子帳簿保存法の廃止並びに国税通則法及び所得税法・法人税法等における国税関係帳簿書類の備付・保存に係る条文で、電磁的記録を認める改正]

電子申告や各種給付金等を速やかに受給しやすい環境整備のために、**電子帳簿等保存**にインセンティブを付与する。

- 電子申告による青色申告の特別控除額に、電子帳簿による控除額を上乗せ [所得税法改正]

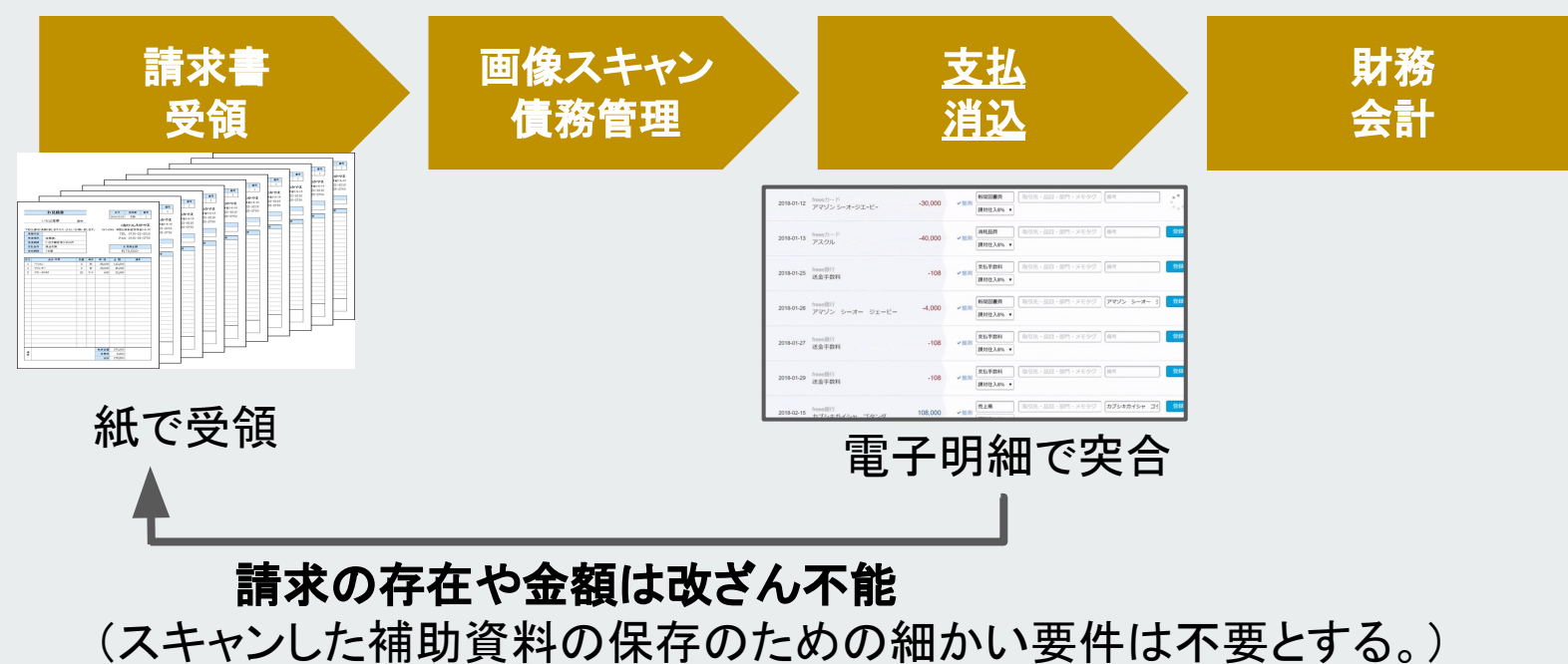
● 要望2: 即効性のある施策(電子取引)

電子取引のうち、銀行やクレジットカード会社等から取り込んだ電子明細に紐づく請求書・領収書等のスキャン画像は「**補助資料**」として扱い、**現行のスキャナ保存要件の対象外にする。**

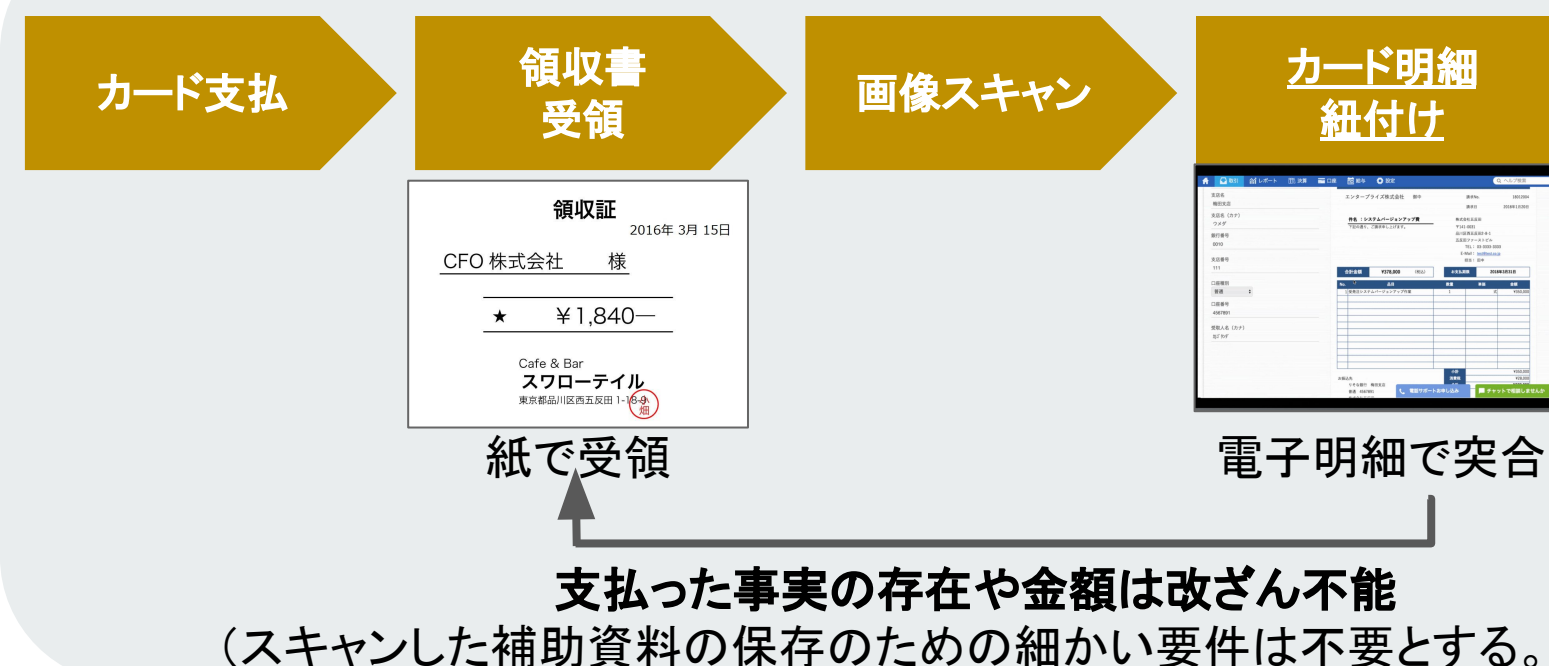
[電子帳簿保存法第10条に係るQ&Aの改正]

- 紙で受け取った書類も、最も改ざんが難しいと思われるエビデンスである金融機関等の電子明細と紐づく業務フローになっていれば、電子取引の補助資料として電子データで保存してもよい規制緩和を行う(スキャン後即紙資料の廃棄を可能に)。

請求書受領から出金明細が紐づくフロー



領収書受領から出金明細が紐づくフロー



(参考) 諸外国との税務エビデンスの保存条件の比較

- 税務のデジタル化が進んでいる英豪では、紙がオリジナルである書類を電子化して保存する場合、**原本をそのままスキャンしてはつきりと読むことができるという要件で許容している模様**(システム要件や相互牽制要件はない)
- 一方、我が国の電子帳簿保存法では、「**形式的要件**」を詳細に規定(画素数等のシステム要件に加え、スキャン作業や期間制限等の相互牽制要件も)
 - 逆に、紙であれば形式的要件の定めはなく、「**実質的要件**」(エビデンスとして必要な記載事項)のみ

諸外国の国税庁サイト等における記述

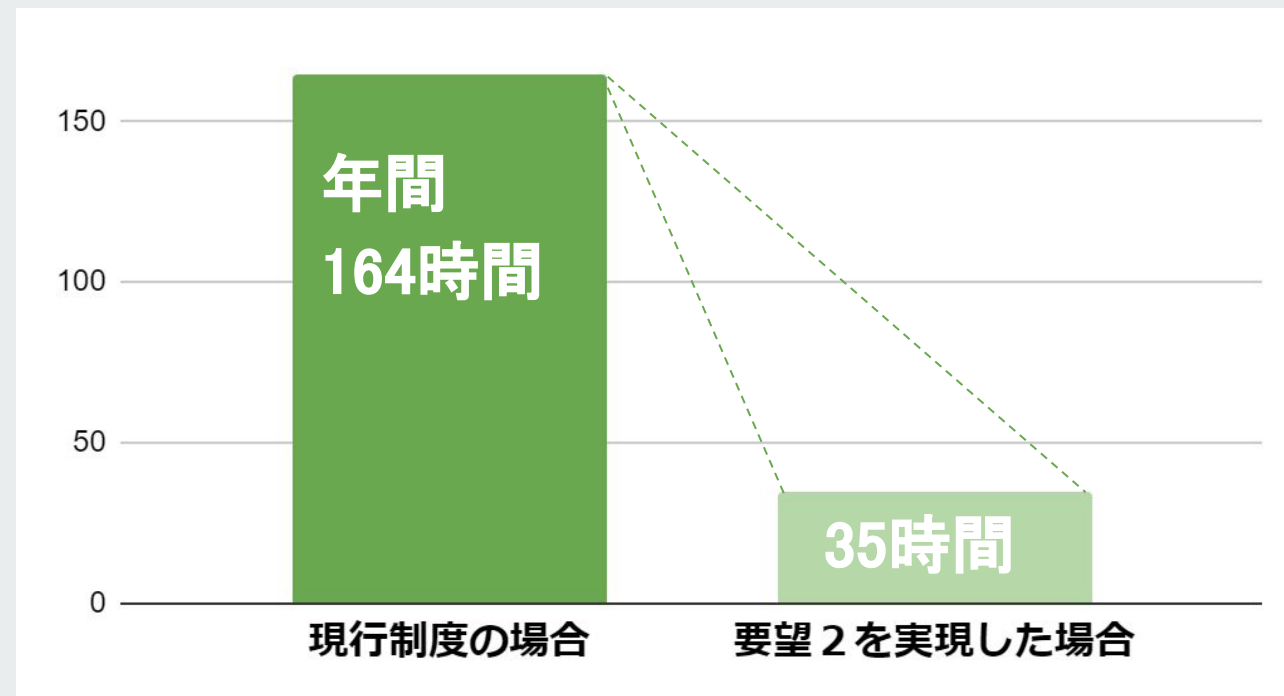
オーストラリア	● 紙原本の電子データを、<u>真実性があり見読可能(true and clear)</u>であれば電子データとして保存してよい。 ● ただし、紙原本が不完全で不正確に電子データ化されたものは、真実性があり見読可能であるとはみなさない。
イギリス	● <u>どのように記録を保存しなければならないかのルールはない</u>。紙でもデジタルでも、会計ソフトによっても保存できる。もし保存されている記録が、<u>正確で完全で見読可能な記録(accurate, complete and readable)</u>でなければ、当局はペナルティを課すことができる。
日本 スキャナ保存 (電子帳簿保存法 第4条第3項)	● 電子データで保存したい場合には、<u>予め管轄税務署長の承認が必要</u> ● 電子化されたデータの<u>システム上の形式要件(画素数やタイムスタンプの付与等)</u>が省令・通達・Q&A等で規定 ● 同様に、<u>電子データ化における企業内の相互牽制要件(自署、受領してから3日以内等の期間制限、定期検査の実施及びそれまでの間の紙保管等)</u>も規定。企業規模や入力者/確認者の分担等により、要件は異なる。



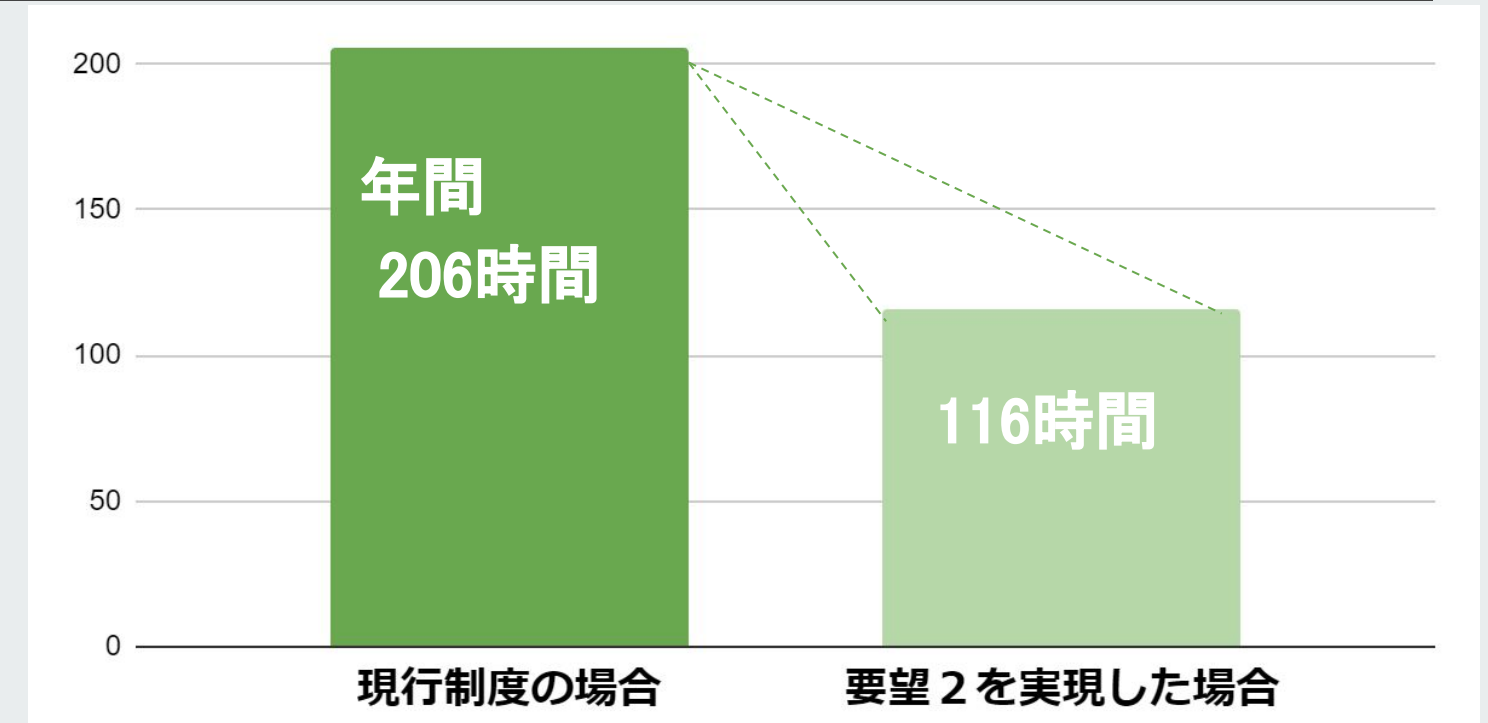
【3.期待される効果】企業・士業・行政三方良しの国税関係帳簿書類の電子データ保存

- **経済界全体の税務書類の紙保存コスト削減**（現在の紙保存コストは年間約3,000億円）*1
- **中小企業の生産性向上**
 - **法人300万社にて国税関係帳簿書類の電子保存が可能になり、バックオフィス業務の効率化が実現**

各企業が経費精算に使う時間を年間130時間削減*2



各企業が支払依頼処理に使う時間を年間90時間削減*3



- **デジタル経費精算の実現によるリモートワークの推進等、企業が多拠点化や業務継続に貢献**
- **簡便で正確な経理・税務手続の実現に貢献**
 - **監査や調査等の事後的な対応においても、取引関係データの検索が容易に**※参考4参照

*1 倉庫代、運搬費、廃棄コスト、税務調査の便宜等のために保管書類の一覧等を印刷するコスト、これらの取扱いのための人件費の合計(2004年 (社)日本経済団体連合会 情報通信委員会「税務書類の電子保存に関する報告書」)

*2 営業20人が月10件の交通費を紙またはExcelを用いて社内精算し、経理担当が領収書を台紙に糊付し保存するとした場合、申請者・承認者・経理担当が当該業務にかかる時間の合計。

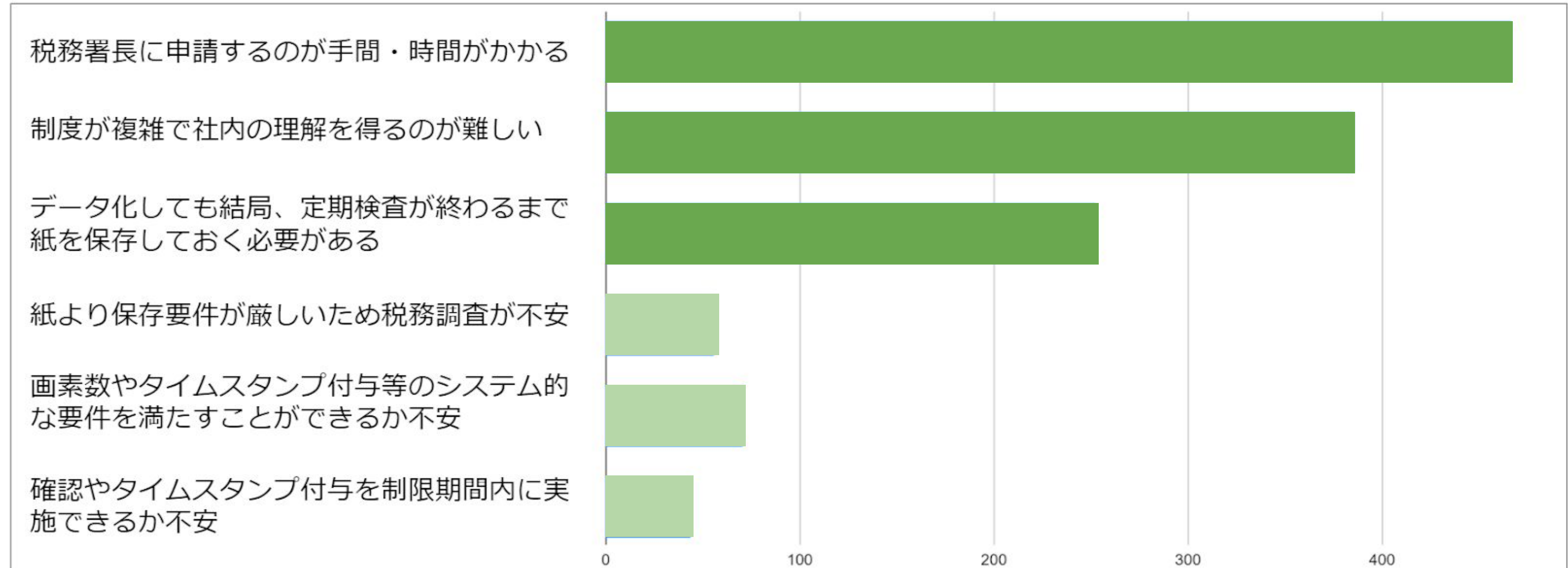
領収書データ(*2の場合は請求書データ)を取引に紐づけたクラウド会計ソフトを利用し、電子データ化後に紙保存不要とした場合の削減時間。

*3 インターネットバンキングを利用する中小規模の法人における標準の支払依頼の処理フロー(請求書受領・担当者へ確認・支払稟議作成・支払稟議と外部エビデンスの突合・承認済稟議にて銀行のインターネットバンキングで支払処理・記帳・書類を日付順にファイリング)を紙ベースで行う場合の試算1件あたり20.5分を、中小企業が取引先から受領する請求書(月平均50.2枚)で試算した時間。

参考資料

【参考1】中小企業が電子帳簿やスキャナ保存の利用申請をしない理由

帳簿や請求書・領収書を電子データで保存したいと考えている中小企業が、電子帳簿保存法の申請をしない理由*



クラウド会計ソフトの利用者の声

- **そもそも人手不足の中、保存のオペレーションを複数人で実施するフロー構築や、税務署申請に時間を割けない。**
- **自署する手間や撮影者と確認者を分ける負担を考えると、紙の処理よりも煩雑で、自社の利益にならない。**
- **せっかくデータ化してもすぐ捨てられないなら、紙とデータの二重管理となり、枚数の割に管理が大変になる。**

【参考2】中小企業の“ニューノーマル”を阻むスキャナ保存制度の紙保存要件

今年4月以降、在宅勤務をしている中小企業において、請求書や領収書の処理のためにオフィスに出勤した人の割合は5割に達する。

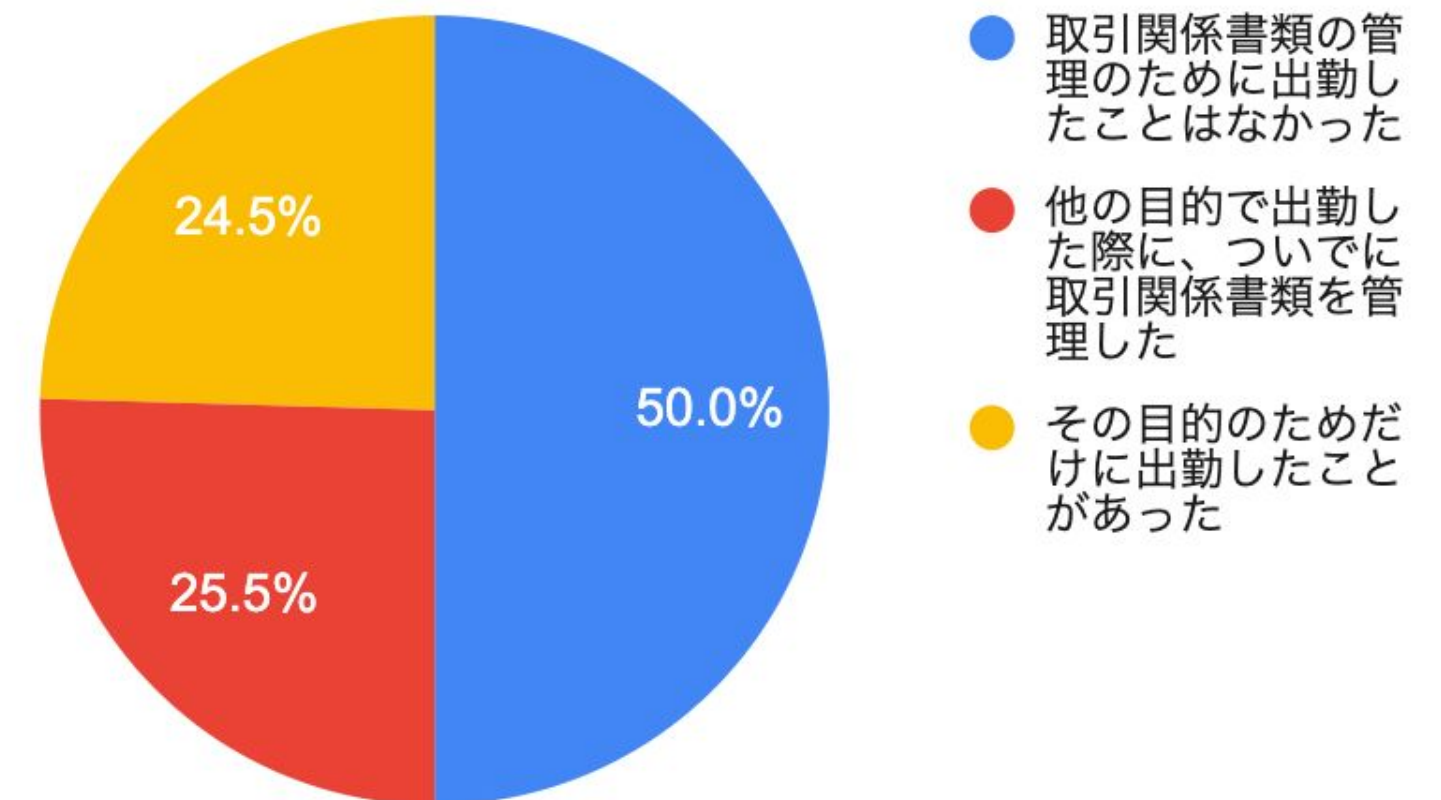
“ニューノーマル”と取引関係書類の紙保存の関係

リモートワーク	- 緊急事態宣言に伴い拡大 - リモートワーク中の"押印出社"が社会課題化
ワーケーション	- 旅先で余暇を楽しみつつ働く、新しいワークスタイル
デジタル田園都市	- デジタル技術によって働き方等が柔軟になり、どこにいても国民の生活の質は高く維持される社会の実現

- いずれも**企業の多拠点化**促進につながる概念・トレンド
- 紙をローカルで管理するのではなく、クラウドにより**どこからでもアクセス・管理可能**にすることで多拠点運営が容易に。

リモートワーク中に請求書・領収書等（取引関係書類）の管理（提出や確認）のために出勤したことがあるか*

※回答対象：リモートワーク実施者

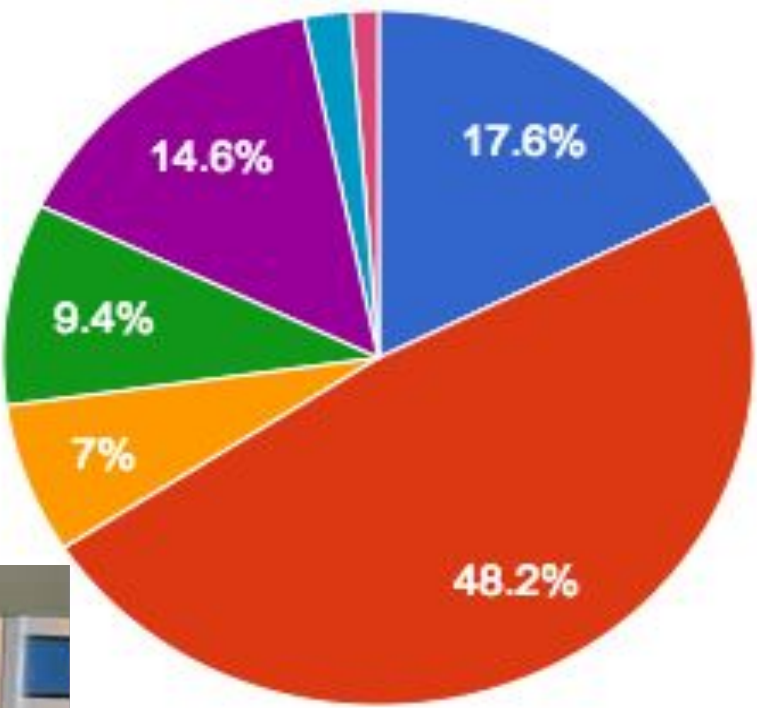


【参考2】中小企業における国税関係書類の保存方法の現状

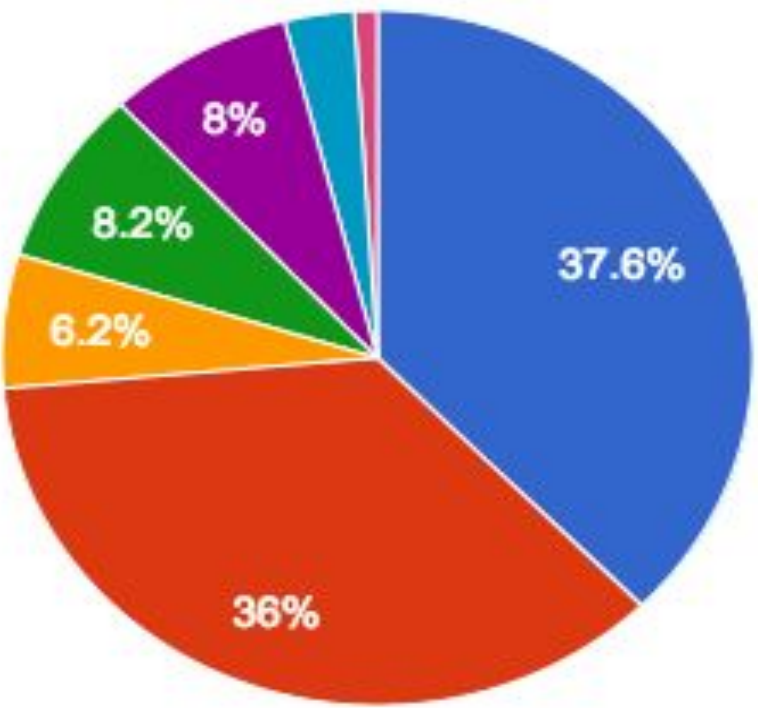
紙を台紙に貼り付けする、あるいは、ファイリングしているケースが大半を占める。

請求書・領収書の保存方法

請求書



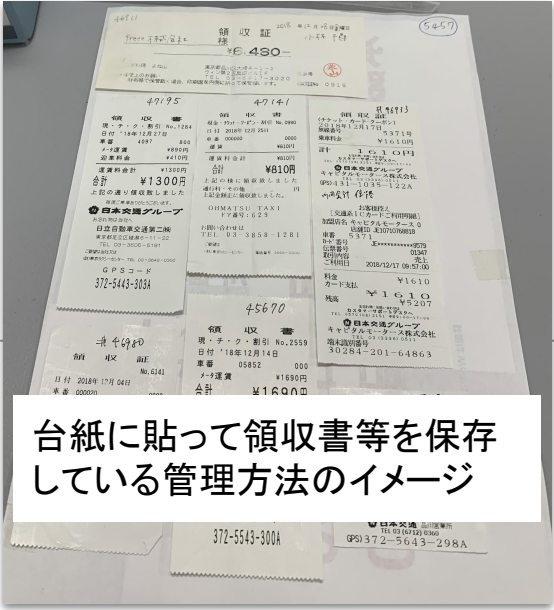
領収書



- 日付順に台紙に貼って保存
- 日付順にファイリング
- 日付・月などを考慮せず、一箇所にまとめて保存
- 日付を考慮せず、月単位でまとめてファイリング
- デジタルデータ化して保存
- 税理士さんなど外部に委託
- その他



経理が日付順で請求書等を保存しているファイルイメージ

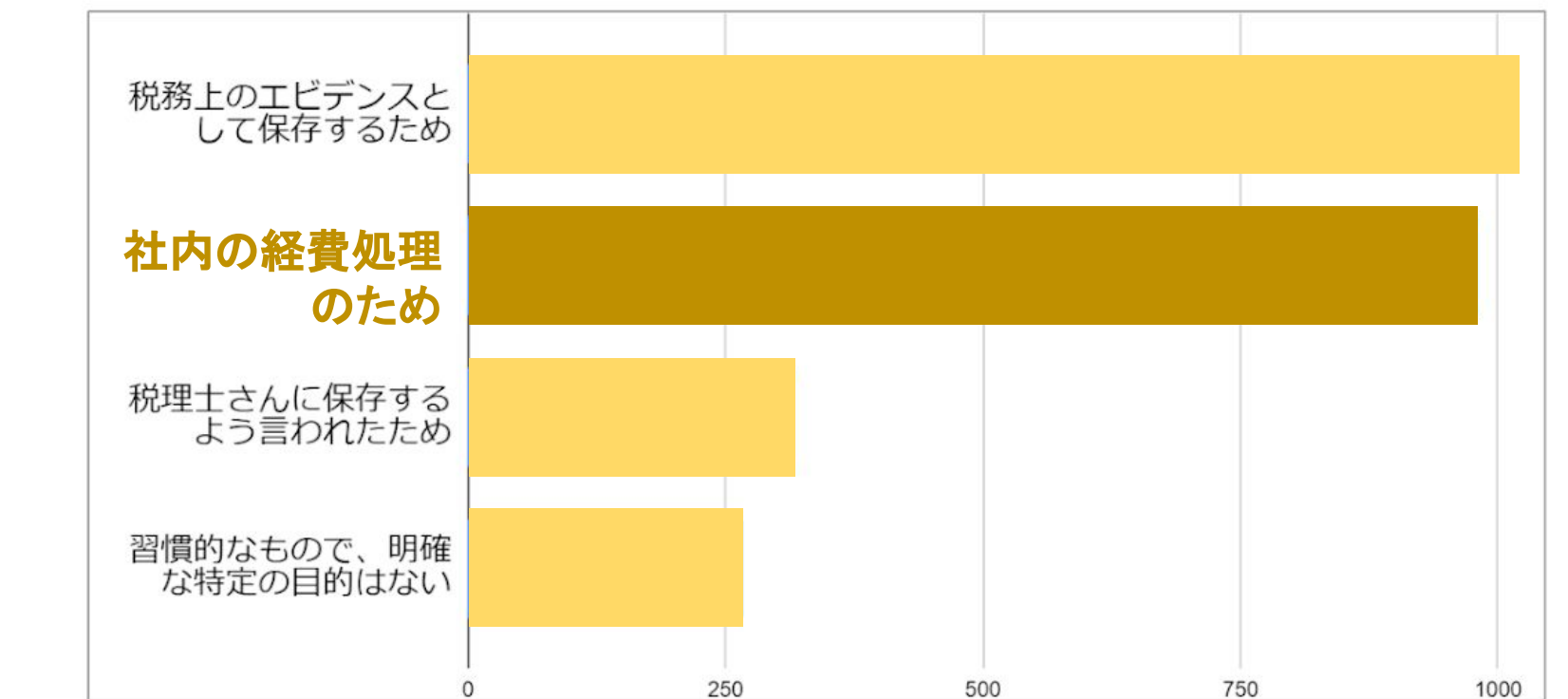


台紙に貼って領収書等を保存している管理方法のイメージ

【参考3】中小企業が請求書や領収書を保存する理由

税務上の要請だけではなく、社内の内部統制や経費処理でも必要なため。

例) 2023年の電子インボイス制度開始に伴い、少額でも領収書の保管義務が発生するが、電子明細には混在税率の場合の税率別情報が記載されない。



2020年8月5日～7日、クラウド会計ソフト利用の中小企業の経営者・経理担当者を対象としたアンケート、回答者数1510(複数回答)

レシート・利用控えの例

【見本】レシート

ヘイ商店
恵比寿1-1-1
03-1234-5678

<お買上げ明細>
2012年5月12日 5:12

アイテムA	¥2,500
アイテムB	¥1,300
アイテムC	¥1,200

小計	¥5,000
合計	¥5,000
内消費税	(¥370)
合計点数	3点
お預り金額	¥5,000
クレジット・お釣り	(¥5,000) ¥0

ヘイ店にご来店
ありがとうございました。
www.coney.com

【見本】クレジットカードの利用控え

ヘイ商店
恵比寿1-1-1
03-1234-5678

※※クレジットカード売上表※※
2012年5月12日 5:12

支払金額	¥5,000
------	--------

取引日時 12/05/12 5:12
JCB ***** 0512
支払区分 1 回払い
承認番号 1234567
取引番号 12A3-45BC

ヘイ商店にご来店
ありがとうございました。
www.coney.com

引用) Coiney.com / 三井住友カード

電子明細だけではわからない混合税率の場合の税率等を、領収書等で確認したいというニーズがある。

取引の社内承認や会計処理のデータに、添付ファイル(請求書や領収書等)を紐づけることで、社内の統制上必要な情報を補完

クレジットカード電子明細の例

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
19/03/16	0000000000	5,000	1	1	5,000					○

クラウド会計ソフトの取引詳細画面の例

承認済み 2018-04-11 free 太郎

保存 コピー 取引テンプレートとして登録 削除

借発生日 2018-01-20 借返済期日 借取引先 借管理番号

借支出 借支払依頼 借添付ファイル(1) ファイルを追加

勘定科目 税区分 金額 品目・部門・メモタグ 備考

借修繕費 借課対仕入8% 借378,000 借更新 借開発部門 借システムバージョン費 借削除

借行を追加 借控除・マイナス行を追加

借決済 借未決済

借登録方法 借日付 借口座(勘定科目)

合計 378,000

No.24

請求書

エンタープライズ株式会社 御中

請求No. 18012004

請求日 2018年1月20日

件名: システムバージョンアップ費

株式会社五反田
〒141-0031
品川区西五反田2-8-1
五反田ファーストビル
TEL: 03-3333-3333
E-Mail: test@test.co.jp
担当: 田中

合計金額 ¥378,000 (税込) お支払期限 2018年3月31日

No.	品目	数量	単価	金額
1	受発注システムバージョンアップ作業	1	式	¥350,000

【参考4】事後調査や監査の正確性・効率性向上に資するクラウド会計ソフトの情報の紐付け

取引の上流から下流まで紐付けられた状態でデータが保存され、容易に検索・確認が可能

決算書:まとめられた数字(例:修繕費)をクリックし、内訳表示

損益計算書			
	2018-01	2018-02	2018-03
▼期末商品棚卸	0	0	3,248,000
▶期末商品棚卸高	0	0	3,248,000
商品売上原価	2,261,500	2,168,500	-1,431,000
売上総利益	5,803,916	5,020,130	8,479,000
▼販売管理費			
▶給料手当	1,890,000	1,890,000	1,890,000
▶外注費	1,541,000	1,586,000	1,556,000
▶広告宣伝費	45,000	42,400	32,400
▶交際費	0	0	0
▶旅費交通費	144,304	121,632	154,799
▶消耗品費	0	949	0
▶修繕費	378,000	0	0
▶車両費	15,577	15,406	30,097
▶減価償却費	0	0	0
販売管理費計	4,013,881	3,656,387	3,663,296

378,000円の内訳

取引日	区分	相手方勘定科目	借方金額	貸方金額	発生額累計
2018-01-20	収支	未払金	378,000	0	378,000
	課対仕入	株式会社五反田 開発部門 システムバージョンアップ			
	8%				

取引を追加する

取引詳細画面:この取引について過去の承認内容を表示し添付請求書画像を確認

承認済み 2018-04-11 free 太郎

保存 コピー 取引テンプレートとして登録 削除

借発生日 2018-01-20 借返済期日 取引先 株式会社五反田 管理番号

支出 支払依頼

勘定科目 税区分 金額 品目・部門・メモタグ 備考

修繕費 課対仕入8% 378,000 更新 開発部門 システムバージョンアップ 削除

合計 378,000

稟議書(購買申請や支払依頼等)

ステータス 申請経路

承認済 【その他】カスタマイズ承認

承認-1 承認-2 承認済み

承認-2(うち1名の承認) の承認者(作業者)

✓尾龍威則、free 太郎、横田次郎、吉田三郎

稟議書

一般的な稟議に使用する申請フォームです。

申請タイトル 受発注システムバージョンアップ

金額

既存データベースのバージョンが来年少サポート切れになるため、バージョンアップを行う

承認履歴

承認者	承認	承認日時
大森隆則	申請	2018-04-11 00:15
free 太郎	承認	2018-04-11 00:15
尾龍威則	承認	2018-04-11 00:16

申請日 2018-04-11

予算 200,000円

この取引に関連する申請がすべて紐付いている。
・ワンクリックで承認済の稟議書や支払依頼を確認
・承認履歴から社員を指定し質問などやりとり可能

No.24

請求書

エンタープライズ株式会社 御中

請求No. 18012004

請求日 2018年1月20日

件名: システムバージョンアップ費

株式会社五反田

〒141-0031

品川区西五反田2-8-1

五反田ファーストビル

TEL: 03-3333-3333

E-Mail: test@test.co.jp

担当: 田中

合計金額 ￥378,000 (税込)

お支払期限 2018年3月31日

No.	品目	数量	単価	金額
1	受発注システムバージョンアップ作業	1	式	¥350,000

当初より費用がかかった理由は何ですか？

【参考5】「我が国では、多くの諸外国と異なり、**税務訴訟における立証責任が課税当局側にあるとされている**ため、**紙原本を複製(スキャン)した改ざん容易な電子データ**で保存することは認められない」という主張の妥当性の考察

「立証責任」は課税当局側にあるか？*2

「客観的立証責任」

主要事実(金銭支払の存在等)を立証する責任を、**当局が負う**。

- しかし「客観的立証責任」原則はそもそも訴訟において適用される場面は少なく、2004年の課税訴訟において**客観的立証責任が判決に影響をしたとされるのは1事例のみ**
 - 当事者双方が証拠を提示して主張立証を尽くす場合には、この原則が登場する必要がない
 - 多くの場合、争点の中心は、評価的要件に係る事実認定(例:時価、やむを得ない事情、金銭の贈与が寄付金なのか広告宣伝費なのか等)

「主観的立証責任」

主観的立証責任(当事者による立証の必要性、証拠提出責任のこと)は、**評価的要件**充足の判断の基礎となる具体的事実の認定場面で、**双方が負う**。

- **国税通則法116条にて主観的立証責任は法定化されている***1
- 近年の判例でも**納税者側に主観的立証責任を認めた事例が多数存在***3
 - 納税者に立証責任を認めた根拠:認定されるべき事実に関する「証拠との距離」やその認定から得る利益、当事者の衡平性、課税庁に与えられた質問検査権で証拠収集が困難な場合等

電子データは紙より立証困難か？

● 【客観的立証責任関連】

訴訟では争点となりづらい上、もし納税者から提示がなかった場合でも、**調査時に帳簿等の「提示がなかった事実」**を当局が立証することは容易で、同種事件で成功しなかった事例はない。(最高裁でも、調査における不提示と非協力の事実から、帳簿書類を保存していない場合に該当すると判断)*4

● 【主観的立証責任関連】

帳簿上の数字が、スキャンした請求書・領収書・契約書等と電子データで紐づいていれば、(紙よりも)調査しやすい。

● 【納税者の手続負担軽減】

納税のコンプライアンス・リスクに応じて、電子データを活用した便利な方法で「**自発的な適正申告**」を推進することも重要

*1 国税通則法116条(原告が行うべき証拠の申出)

国税に関する法律に基づく処分(…以下…「課税処分」という。)に係る…処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が 必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につき課税処分の基礎とされた事実と異なる…事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。

*2 小柳誠 税務大学校研究部教育官「税務訴訟における立証責任―裁判例の検討を通して―」(税務大学校論叢50、H18.6) <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/50/05/ronsou.pdf>

*3 東京高裁平18.6.29判決平17(行コ)220、最高裁平18.1.24判決平12(行ヒ)133 等

*4 出典)上記2より。最一小判平 16.12.16 民集 58 巻 9 号 2458 頁、その他最一小判平16.12.20 判時 1889 号 42 頁、最一小判平 17.3.10 民集 59 巻 2 号 379 頁

